事 務 連 絡 令和3年5月20日

各都道府県

林業 · 木材産業成長産業化促進対策交付金担当課長 殿

林野庁 林政部 経営課長

大雨等の自然災害に伴う被災地及び被災者への補助施設の目的外使用について

大雨等の自然災害に伴う被災地及び被災者への支援策として、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金等で整備した補助施設を被災者の緊急避難所として、また、林業機械(グラップル等)をがれきの除去等に一時的に使用することについては、緊急的な目的外使用であり、当該事案にかかる目的外使用の承認申請はは必要ありませんので、管内関係者に対し周知願います。

担当:経営課 構造改善班 澤井·雛元

# 災害時等緊急の場合の補助施設の目的外使用について

大雨等の自然災害に伴う被災地及び被災者への支援対策として、補助施設(研修施設等)を被災者の緊急避難所として、また、林業機械(グラップル等)を瓦礫の除去等に使用することについて、緊急的な目的外使用として取扱うこととしたい。

補助事業により取得した財産の処分の制限については、適正化法第22条において規定されているところです。

適正化法第22条の解説(全訂新版 補助金適正化法解説 小滝敏之著 全国会計職員協会発行)によれば、「災害時緊急の場合、緊急的な目的外使 用であることにかんがみ、交付行政庁の承認は要しないものと解される。」 とされています。

当該解説の趣旨に照らし、補助施設を被災者の緊急避難所に使用する場合、 被災地の瓦礫除去等に必要な林業機械(グラップル等)の使用について、緊 急的な目的外使用として扱うこととしたい。

# (参 考)

### ○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)

(財産の処分の制限)

第22条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各 庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は 担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない

### 〇全訂新版 補助金適正化法解説(小滝敏之著 全国会計職員協会発行)

#### ※適正化法第22条の解説部分(抜粋)

災害時等緊急の場合に小中学校校舎、屋内運動場等を避難用に使用するケース等は、緊急避難的な目的 外使用であることにかんがみ、交付行政庁の承認は要しないものと解される。